

昨年度、現行の政策評価基本計画期間（平成22年度まで）において、全ての施策を計画的に重点的に評価する施策に選定するため、政策評価委員の皆様のご意見を頂いたうえ、以下のとおり「重点的評価実施計画」を策定致しました。

重点的評価実施計画

施 策 名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	(参考) 平成23年度
1. 地球温暖化対策の推進	○	○	○	○	○
2. 地球環境の保全				○	
3. 大気・水・土壌環境等の保全	○		○		○
4. 廃棄物・リサイクル対策の推進		○		○	
5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進	○		○		○
6. 化学物質対策の推進		○		○	
7. 環境保健対策の推進			○		
8. 環境・経済・社会の統合的向上	○		○		○
9. 環境政策の基盤整備		○			○

重点的評価施策数

4 4 5 4 5

(基本的考え方)

- 「1. 地球温暖化対策の推進」については、京都議定書の第1約束期間が始まるほか、内閣の重要政策としての位置付け、国民の関心の高さ等を踏まえ、毎年度重点的評価の対象とする。
- 環境基本計画における環境保全施策の体系のうち、「第1節 環境問題の各分野に係る施策（「3. 大気・水・土壌環境等の保全」から「6. 化学物質対策の推進」）」については、隔年度毎に重点的評価の対象とする。
なお、「2. 地球環境の保全」については、「1. 地球温暖化対策の推進」を毎年度重点的評価の対象にすることを考慮し、おおむね3年度毎に重点的評価の対象とする。
- 環境基本計画における環境保全施策の体系のうち、「第2節 各種施策の基盤となる施策（「7. 環境保健対策の推進」から「9. 環境政策の基盤整備」）」については、上記施策より長期的な視点から評価の重点化を行うこととし、3年度毎に重点的評価の対象とする。
なお、「8. 環境・経済・社会の統合的向上」については、最近の市民や地域における取組が重視されていることを踏まえ、隔年度に重点的評価の対象とする。
- 重点的評価実施計画の計画期間は、現行政策評価基本計画の期間（平成22年度まで）とし、各年度において重点的に評価する施策数は、4施策程度とする。